

藤久保小学校保護者 様

三芳町立藤久保小学校  
校長 佐藤 和秀

## 緊急事態宣言に伴う今後の教育活動について

新春の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力を賜わり深く感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染者の急激な増加を受け、令和3年1月7日に1都3県に対し緊急事態宣言が発令されました。国内外の感染状況を見ると、長期的な対応が求められる状況です。このような中でも、持続的に児童の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や各種行事等の教育活動を継続していく必要があります。

本校といたしましても、下記の通り感染防止の更なる徹底をはかりながら、3学期の教育活動を進めてまいりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。あわせて、各家庭においても、ご家族の健康管理、感染予防や児童の検温、健康観察カードの記入・提出をよろしくお願いします。

## 記

## 1 基本的な感染症対策の徹底

- ・日常において3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重なることを徹底的に避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮する。
- ・外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。また、近距離での会話や大きな声での会話を避けるよう徹底する。
- ・石けんと流水によるこまめな手洗い、マスク、咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策を徹底するよ指導する。マスクは正しく着用(鼻と口の両方を隙間がないよう覆った状態)させる。
- ・登校後や外から教室等に入る時、トイレや清掃の後、給食の前後など、こまめに手を洗うよう指導する。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。

## 2 適切な環境の保持

- ・教室のこまめな換気を行う(可能な限り常時2方向の窓を開ける)。エアコンの使用時もこまめに換気を行う。

## ①常時換気

気候上可能な限り、常時換気に努める。廊下側と窓側を対角に10 cmから20 cm程度開ける。(上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫を行う)

## ②常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、休み時間毎に数分間程度、窓を全開にする。

- ・ドアノブ、手すり、スイッチなど、大勢がよく手に触れる場所は、一日一回教職員による消毒を行う。
- ・換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。(基本的には、防寒具は教室では使用させない。使い捨てカイロの使用が必要な場合は担任への申し出が必要)
- ・窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておくなどして十分に換気をする。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮する。
- ・体育館のような広く天井の高い部屋でも換気を行う。

### 3 児童、教職員の健康管理の徹底

- ・石けんと流水による手洗いを徹底する。(外から教室に入るとき、給食の前後、トイレの後、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、掃除の後、共有のものをさわったときは必ず手洗いする)
- ・きめ細かな健康観察を徹底する。(児童及び教職員の毎朝の検温、授業開始時の健康観察。健康カードへの記入・提出・確認を毎日行う。体調がすぐれない場合は登校させず、家庭療養とする)
- ・家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童については、登校時、教室に入る前に、職員室に来室するように指導し、検温及び健康観察等を行う。
- ・学校で発熱等の風邪症状がみられた場合には、保護者に連絡して帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するようにする。
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導する。
- ・放課後は不要不急の外出を避け、可能な限り速やかに帰宅するよう指導する。外出する場合でも、人数や時間を最小限にする。
- ・新型コロナウイルス感染症に対する不安やストレス、いじめや偏見が生じないように、心のケアに配慮する。

### 4 集会活動の制限

- ・朝会など全校児童が集まる活動は行わず、放送に代える。異学年で集まる活動、学年で集まる活動、複数の学級が集まる活動は、3つの条件が同時に重ならない場所、空間を確保した上で行う。

### 5 授業

- ・授業では、座席の間隔を空け、「児童が長時間、近距離での対話の機会」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」をもたないようにする。
- ・話し合い活動やグループ活動、実験・観察を行う場合は、換気や身体的距離を確保して行う。
- ・指名の際の返事の仕方と必要以上の大きな声での発言について指導する。
- ・用具や物品を共用する際は、使用前後に石けんと流水による手洗いを徹底する。
- ・音楽における、児童が近距離で行うで合唱や管楽器(リコーダー・鍵盤ハーモニカ等)の演奏は行わない。演奏する際には、一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。歌う際はマスクを着用する。
- ・緊急事態宣言中の調理実習は行わない。以降、調理実習を計画する場合は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施する。また、調理台の使用や試食の際は、児童が対面にならないように配置を工夫する。
- ・体育では、マスクの着用を基本とする。ただし、十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクを外してもよい。また、呼吸が激しくなるような運動をする時はマスクを外す。  
運動の内容については、以下の点等に留意して行う。
  - ◇手を伸ばしたら届く距離で15分以上接触しない。
  - ◇向かい合って大声を出すような運動、児童が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動は避ける。
  - ◇体育館など屋内で実施する場合は、呼吸が激しくなるような運動を避けるよう努める。
- ・生活科や総合的な学習の時間、クラブ活動や委員会活動は、通常と比べて接触する人数が増えることから内容を工夫する。

### 6 給食

- ・向かい合わず、全員前を向いて、大きな声での会話を控えて食事する。
- ・配膳時は全員マスクの着用、消毒をする。配膳、片付けは、児童が担当するものを限定したり、教職員が行ったりする。
- ・牛乳パックは洗浄せず、そのまま廃棄とする。
- ・食後の一斉歯磨きは飛沫防止のため行わない。(必要な場合は、担任まで申し出る)

## 7 清掃

- ・全員マスクをし、換気をして行う。トイレは、掃き掃除のみとし、その他は教職員で行う。必要最低限の指示以外の発言はしないで取り組ませる。
- ・床や机、椅子など、通常の清掃活動で対応するが、体調不良者が発生した教室やトイレ、密閉となる場所は清掃させない。
- ・清掃の開始、終了時には手洗いを徹底する。

## 8 登下校時

- ・登下校については、校門や昇降口等での密集が起こらないよう指導する。
- ・登下校時には、マスクを着用させる。

## 9 校外行事

- ・緊急事態宣言期間中のバス等を利用した社会科見学、遠足等は延期する。
- ・社会科見学、校外学習、遠足は、輸送機関、見学・食事施設における新型コロナウイルス感染症予防対策を確認の上、実施する。
- ・当日までの健康管理、体調確認を徹底し、当日チェック表未提出者や体調不良者は参加させない。
- ・乗降車、集合、見学、移動、食事の際、密にならないよう方法、場所、間隔、導線等に配慮する。

## 10 外部からの来校者について

- ・保護者や地域の皆様、ゲストティーチャー、ボランティアの皆様等の来校を制限する。来校者には、マスクの着用、手の消毒を依頼する。
- ・業者や来校者の窓口は事務室に一本化する。(除:懇談会、PTA、学校応援団による授業支援)
- ・窓口は定期的な消毒や飛沫感染防止のビニールシートの設置等、対応方法を工夫する。
- ・来校者には氏名や来校時間、連絡先等を記入するようにし、適切に管理する。(除:郵便、宅配、納品)

## 11 出席停止等の扱い

事由	出席停止の期間の目安
児童が感染	保健所から指定された期間
児童が濃厚接触者(PCR検査の結果・陰性)	保健所から指定された経過観察期間
児童が風邪症状等、体調不良の場合	症状が回復し、医師より登校許可が出るまでの期間 (念のためPCR検査を受けた場合は、陰性が判明するまで)
家庭内に濃厚接触者がいる場合 (児童は濃厚接触者指定外)	PCR検査で陰性が判明し、保健所からの経過観察期間が終了するまで
家庭内に風邪症状等、体調不良者がいる場合 (児童には風邪症状等が見られない場合)	念のためPCR検査を受けた場合は、陰性が判明するまで 児童に風邪症状等が見られなければ登校可